

『豊後国風土記』研究史序論

西別府 元日

はじめに

奈良時代に編纂された風土記が、それ自体として研究の対象とされるようになったのは、江戸時代も後期のこととされている。その間風土記は、和歌や歴史・神祇関係文献の傍証的資料として引用・書写されたといわれている。そして、その結果、五ヶ国の風土記と二〇ヶ国以上の逸文が現在に伝えられている。

この風土記、とりわけ本稿の対象である『豊後国風土記』に関する江戸時代以来の研究は、その内容・方法から五つの時期に区分することができる。第一の時期は、江戸時代後期の『豊後国風土記』流布本である荒木田久老の校訂と、唐橋世済による『箋釈豊後風土記』の編纂によって、研究の礎が築かれ、地理的・文献学的考証がおこなわれた時期である。第二期は、文献学的考証の進展のなかで、九州風土記には甲類風土記(現存『豊後国風土記』を含む)と乙類風土記の二種類があることが明らかになり、その甲・乙両類風土記の先後関係、さらには『日本書紀』との先後関係が考察の対象とされた一九三〇年代後半から五〇年代後半の時期である。

こうした、いわば風土記の性格・内容などに関する研究をへて研究者の間に一定の共通認識が形成され、『豊後国風土記』の校訂も飛躍的に発展し、これらの成果のうえに『風土記』のテキストや内容が大衆化されていった一九五〇年代後半から七〇年代後半にいたる時期を第三期とすることができる。そして、本文の校訂、テキストの刊行に一段落がついた七〇年代後半

に入ると、風土記に記載された内容を分析し、考古学研究や民俗学研究成果なども加味しながら、古代社会の具体的・実感的理解に利用する研究動向がみられるようになった。この七〇年代後半から八〇年代後半を第四期とし、これに続いて古代の地域に生きた民衆のイメージを追究するために、現存風土記の国の枠にとらわれずに、風土記を全体的にみつめながら宗教的世界観、生活と伝承、生活のいとなみにまでアプローチしようとする動向がみられはじめる時期を第五期としたい。

以上のような時期区分の中で、『豊後国風土記』研究が発展するうえで最も重要な時期は第三期であり、なかでも佐藤四信氏『豊後風土記の研究』（一九五六年、明治書院刊）、秋本吉郎氏『日本古典文学大系・風土記』（一九五八年、岩波書店刊）ならびに『風土記の研究』（一九六三年、ミネルヴァ書房刊）の刊行が、『豊後国風土記』研究の分水嶺であったと考える。そこで本稿では、紙数の関係もあり、佐藤・秋本両氏以後の研究について、『豊後国風土記』にかかわる見解を中心に整理していくこととしたい。

なお、佐藤・秋本両氏以前の研究については、両氏著書にその概要が述べられており、また植垣節也氏『風土記の研究並びに漢字索引』（一九七二年、風間書房刊）にも周到かつ簡潔な研究史の整理がなされている。さらに志田諄一氏『風土記の世界』（一九七九年、教育社新書）、岡田精司氏他編『鑑賞日本古典文学第二卷 日本書紀・風土記』（一九七七年、角川書店刊）、『歴史公論』六八号（一九八一年、雄山閣出版刊）などに文献紹介があるので、あわせて参照していただければ幸いである。

第一節 『豊後国風土記』・校訂とテキスト

『豊後国風土記』研究のよりどころは、いうまでもなく本文・内容の確定とその刊行にある。すでに寛政十二年（一八〇〇）に荒木田久老、文化元年（一八〇四）に唐橋世済の校訂本が刊行されていた。両者は、栗田寛氏が『標注古風土記』（一八九九年、大日本図書株式会社刊）において、『荒木田久老本』を底本、『箋釈豊後風土記』を注釈の資としているように、前者が長く流布本の祖として活用され、後者は地理的考証・注釈のよりどころとされてきたといえる。たとえば、大分県内で刊行さ

れた工藤寛次・垣本言雄両氏編『豊後風土記と豊後因田帳』（一九二六年）においても、底本とされたのは『荒木田久老本』と群書類従本であった。井上通泰氏『豊後国風土記新考』（一九三五年、巧人社刊）や、武田祐吉氏『風土記』（一九三七年、岩波文庫）でも『荒木田久老本』が底本とされている。

しかし、戦後日本古典への関心が高まるとともに、より多くの写本の採訪と校訂の徹底化が求められるようになった。こうした動向の中で、佐藤四信氏は三八点の写本を採訪し、これら諸本の校合を通して、神宮文庫所蔵荒木田経雅本を底本とした『校本豊後風土記』（『豊後風土記の研究』第二章）を完成させた。また秋本吉郎氏は、天理図書館所蔵の永仁奥書本（いわゆる天理甲本）を底本とし、『荒木田久老本』『箋釈豊後風土記』などを副本として『日本古典文学大系・風土記』を刊行した。これは右頁に漢文、左頁に書き下し文を掲げ、地名比定、語義、関連資料などを頭注として掲げるスタイルで、奈良朝の諸文献・日本紀私記・日本書紀古訓によって訓読をおこなった意欲的な校訂であった。この書は、頭注における地名の若干の混乱や、『日本上古史研究』第二巻八号（一九五八年）で言説されたような疑義はあるが、現代の風土記研究の基本的テキストとして利用されている。

佐藤・秋本両氏以後は、久松潜一氏校注『日本古典全集・風土記』（一九六〇年、朝日新聞社刊）が、天理甲本と天理承応本（乙本）・渡辺本を底本として出版された。総記と各郡毎に書き下し文と漢文、それぞれの頭部に注記と校訂を付す体裁となっている。しかしその後は本格的な校訂本は刊行されず、吉野裕氏『東洋文庫・風土記』（一九六九年、平凡社刊）は、一九二六年日本古典全集刊行会刊『古風土記集』所収の『箋釈豊後風土記』を原本とした口語訳であり、最後に簡略な注記を付した体裁である。また小島嚶禮氏校注『風土記』（一九七〇年、角川文庫）も荒木田久老本を原本とした口語訳本であり、岡田精司氏他編『鑑賞日本古典文学第二巻 日本書紀・風土記』（前掲）は、物語性や説話性その他各種の視点から典型的な段落を抄出し、書き下し文と口語訳を掲げ、その主題の意味・背景などについて論じたものである。同書には、餅と白鳥にかかわる古代人の意識を主題とした例文として総記の菟名手伝承、地誌としての客観的な記述例として日田郡五馬山の記事、鹿の首と農耕礼儀

との係わりを説話化した例として速見郡頸峯の記事などが『豊後国風土記』から採用されている。

さらに、佐藤四信氏『豊後風土記』（一九八〇年、アドバンス大分刊）は、前掲著書の成果にもとづき、総記以下各郡ごとに書き下し文を掲げ、それぞれの説話・地名の中に反映されている豊後地域の風土・民俗・植生・人々のいとなみ、さらには風土記地名の現在地への比定、推定交通路などを考証している。このように、近年は本文の校訂よりも、研究者以外の人々への風土記の浸透を配慮した出版が多く、風土記研究の裾野がひろがってきている。

第二節 『豊後国風土記』・諸本の研究

テキストの刊行は、現在百点以上にのぼるといわれる『豊後国風土記』写本の採集、その整理・分類による原文への回復を志向する地道な研究が前提となっている。この意味で、佐藤四信氏が三八点の写本を採訪・分類して、永仁五年（一二九七）・文祿四年（一五九五）の奥書の存する諸本と、無奥書の諸本の二系統に大別され、宇治文殿系を正系として提示された『豊後風土記の研究』第一章は、研究史上画期的な労作であった。

ついで、秋本氏が承応三年（一六五四）の書写年紀をもつ天理乙本と、永仁五年の奥書を有した江戸時代中期以前の書写の天理甲本を紹介された。そして、天理甲本のもつ不整濟はその前段階の写本（天理甲底本）に起因すること、天理甲底本は現存諸本の祖本と考えられ、佐藤氏の指摘された無奥書本系統は梵舜書写本系から派生したもので、永仁・文祿奥書本系統と兄弟関係にあることを論じられた。一九八〇年に確認された冷泉家本『豊後国風土記』の奥書と天理甲本奥書の字形が類似していることから、氏の指摘は極めて蓋然性の高いものと考えられる。佐藤四信氏もその後、秋本氏の紹介された天理甲本をとりいれ、永仁文祿奥書本系・天理甲本系（永仁奥書本系）・無奥書本系に大別された（「諸風土記の成立と性格・九州風土記」『歴史公論』六八号所収、前掲）。

秋本氏以後は、池上洵一氏が、文祿三年（一五九四）の細川幽斎の自筆奥書をもつ細川家永青文庫所蔵『豊後国風土記』を紹

介され、本文そのものは天理甲本に類似し、いわゆる永仁奥書本系・永仁文禄奥書本系・無奥書本系のいずれの諸本よりも古い時期の写本であることを指摘された（「永青文庫蔵『豊後国風土記』」『国語国文学研究』五、一九六九年）。

こうしたあいづく写本の確認をうけて、近年は植垣節也氏が五〇点におよぶ『豊後国風土記』写本について、奥書の記載、本文の字詰・行数、標目などの配列、郷の位置に関する記載様式、改行と欠字、酒水の衍文の有無などから分類・系譜化を試みられ、永青文庫本を無奥書本系の上位に置き、天理甲本系統と永仁文禄奥書系はともに、永青文庫本と兄弟関係の一本（永仁書写本）からわかれたとされている（「豊後国風土記の伝写について」『親和国文』六号、一九七三年）。また同氏が、荒木田久老校本・永青文庫本・天理甲本・尾張本（名古屋市立蓬左文庫所蔵）の四本について影写・翻刻されたことは、今後の研究の上で極めて貴重な報告である（「豊後国風土記四本集成」『風土記研究』第八号、一九八九年）。さらに、同氏が幕末以前の『豊後国風土記』本文の注記を集成されたこと（「豊後国風土記・古注集成稿」『親和国文』八、一九七四年。同十一、一九七七年）も、今後の研究にとって有意義であった。

なお、江戸時代初期の慶長・元和をくだらない時期の写本とされている尾張本については、筆者も尾張徳川家の架蔵時期などをもとにその書写年代を通説よりも新しく、十八世紀前半と推定した（「蓬左文庫蔵『豊後国風土記』について」『日本歴史』五〇五号、一九九〇年）。

ところで、『豊後国風土記』諸本の系統的研究のなかで、永仁五年の書写は極めて重要な意味があった。この永仁五年の書写は、武田祐吉氏の指摘（『上代日本文学史』外篇風土記、一九三〇年、博文館刊）以来、高松宮本『袖中抄』裏書にみえる豊後ほか伊勢・備後・播磨・常陸など十ヶ国の書写時のものとされている。そしてその筆者については一時『釈日本紀』の編纂者でもある卜部兼方を想定する説（西田長男氏「豊後国風土記の伝本に就いて」『文学』七十七、一九三九年）もあったが、田中卓氏が古田本『出雲国風土記』（京都大学文学部国史研究室所蔵）にみえる奥書「永仁五年二月十四日写畢 毘沙門堂浄阿」を紹介し、筆者を当時廿九歳であった毘沙門堂浄阿とされ（「出雲国風土記諸本の研究」『出雲国風土記の研究』所収、一九

五三年、出雲大社刊)、佐藤氏もこの立場に与されて以来、「浄阿」の人物像を検討する研究がおこなわれた。

秋本氏は、この浄阿を時宗四条金蓮寺の創建者である浄阿上人真観のこととされ、「廻告遊行すべき地方諸国の案内を知りとする欲求と、説教の資となる説話を得ようとする欲求」からの書写であったとされた。これにたいし、田中卓氏は『歴史公論』六八号所収論文において、冷泉家本『豊後国風土記』の存在が確認されたこと、冷泉家始祖である藤原為相の兄である為教(京極家始祖)が毘沙門堂と号していたことから、浄阿を京極家に関係する人物とされた。また田中氏にさきだち、酒井敏行氏(「風土記永仁五年書写人物の比定問題について」『史泉』五五号、一九八一年)も、永仁五年当時の真観の法名と行動から秋本説を否定し、当時の前権大納言藤原(京極)為兼の父為教が毘沙門堂兵衛督と号していたこと、為兼と時兼との関係の深さ、『玉葉和歌集』の選者としての歌風などから、藤原為兼を浄阿に比定している。

しかし、周知のごとく浄阿奥書は、古田本『出雲国風土記』にのみ見えるものである。この点を重視した藤本孝一氏は、『袖中抄』裏書に出雲の国名がないことから、古田本『出雲国風土記』の奥書は『豊後国風土記』梵舜本から竄入したものであったこと、したがって浄阿を永仁年間の人物と断定し彼による書写を想定することには再考の余地があり、むしろ永仁奥書の筆者としては『袖中抄』裏書にみえる「光盛」「具高朝臣」や、二条家系統の人物を想定する必要があることを指摘された(「出雲国風土記浄阿書写説に関する疑問」『日本歴史』五一三号、一九九一年)。

このように、諸本の系統的研究とその伝来の過程を検討するうえで、永仁年間の書写のみならず、唐橋世済が関したとされる嘉禎年間の鈔本の存在をも含めて、鎌倉時代における『豊後国風土記』の流布に関する研究が不可避である。その意味でも、京都冷泉家に伝来し、鎌倉時代中期の書写ともされる『豊後国風土記』の公開が、鶴首されるところである。

第三節 『豊後国風土記』・その成立と『日本書紀』

前節に述べた先学による諸本の系統的研究は、伝本を限りなく遡ることによって、できるだけ原本に近づきたいという学問

的欲求に支えられたものである。しかし、『豊後国風土記』の場合、その原本がいつ成立したのか史料的には明確ではなく、またその内容が現伝本のような簡略な記載であったのかどうかも判然としないのである。

『豊後国風土記』が、天平五年(七三三)に勘造されたことが明らかでない『出雲国風土記』と形態が似通っていることから、天平年間以後の成立と考えられるようになったのは、伴信友以来のことである。しかし、江戸末期から明治・大正期は、これを漠然と奈良時代のものとする説と平安中期・延長年間のものとする説、さらには偽作説が混在していたのが実情である。

ところが、昭和に入り井上通泰氏(前掲著書ほか)によって、九州風土記には甲・乙・甲乙以外の三種類が存在する可能性が指摘されて以来、本格的な風土記成立の研究がおこなわれるようになった。井上氏の三分類は、その後甲類(肥前・豊後の現伝本の記載様式をとる)・乙類(筑紫風土記逸文のような記載様式をとる)の区分として通説化され、両者と養老四年(七二〇)に撰進された『日本書紀』との先後関係が論じられるようになっていった。

井上氏自身は、甲類風土記をもとに『日本書紀』が編纂され、その後漢風趣味の乙類風土記が天平宝字年間までに編纂されたとして、『豊後国風土記』の成立を養老四年以前と想定している。その後、『日本書紀』と甲類風土記はともに各地の役人の記録した逸話・史伝などを材料に、編纂者の多少の意見が加えられて成立し、そのうち甲類風土記をもとにこれらを整理して漢文調の乙類風土記が編纂されたとする佐々木信綱説(『上代文学史』一九三五年、東京堂刊)、乙類風土記は和銅六年の官命に応えたもので、これが『日本書紀』の材料とされる一方、乙類風土記の各国記事の粹をとって甲類風土記が天平四年(七三二)から天平宝字三年(七五九)の間に再撰修されたとする坂本太郎説(『大化改新の研究』一九三八年、至文堂刊)が提起された。坂本氏は、一九七〇年に再度この問題を論じ、乙類風土記と『日本書紀』を兄弟関係とし、両者を参考に甲類風土記が編纂されたが、両風土記の編纂年は不明とされている(『国学院雑誌』七一―一一)。

このように、乙類風土記と甲類風土記を先後関係でとらえようとする諸説にたいし、小島憲之氏は両風土記の先後関係を論じることは困難で、ともに『日本書紀』を参考にしてあいついで成立した(『国語国文』一六―四、一九四七年)とされ、その

後、天平五年頃に成立した甲類風土記を参考に乙類風土記が編纂されたと論じられた(『上代日本文学与中国文学』上、一九六二年、塙書房刊)。また、一連の論議の過程で、甲・乙両類風土記の成立を奈良時代とする説が主流となっていたが、田中卓氏は甲類風土記が『日本書紀』と乙類風土記を参考としたものであり、乙類風土記は『日本書紀』の撰進以後すなわち天平宝字年間におそらく吉備真備を撰者として成立した(「九州風土記の成立」『日本歴史』三一、一九五〇年)とし、さらに甲類風土記の成立を、「公望日本紀私記」に引用する筑前国風土記逸文から延長三年(九二五)の風土記再進命令に応えたものとされた(「肥前風土記の成立」『校本肥前風土記とその研究』所収、一九五一年、佐賀県史編纂委員会刊)。なお、公表はのちになるが平田俊春氏も同じところに、『日本書紀』と乙類風土記の先後関係は不明であるが、両者を参照して甲類風土記が編纂されたこと(『日本古典の成立の研究』一九五九年、日本書院刊)を想定されている。

九州風土記の成立についての論議が活発に展開されていた時期、『出雲国風土記』に関しては偽作説の可否をめぐって活発な論議が続いていた。その過程で『出雲国風土記』の作成と天平四年の節度使派遣の密接な関係が提起され、田中卓氏も甲類風土記のうち個別『肥前国風土記』『豊後国風土記』については作成時期を天平年間に訂正(村尾次郎氏「出雲国風土記の造と節度使」・田中氏「出雲風土記の成立」、ともに前掲『出雲国風土記の研究』所収)されるにおよび、『豊後国風土記』など甲類風土記の成立を天平五年頃とする意見が圧倒的となった。

この節度使と風土記編纂との関係をさらに深化させたのが、秋本吉郎氏であった。氏は『日本書紀』と風土記の関係について、ともにそれぞれ別種の九州地方資料をもとにし、風土記が『日本書紀』を参考としたとしても、その態度は『日本書紀』の記載に没することなく自主的・主体的かつ任意に参考にする程度のものであったとされ、その主体的意志のもとに甲類・乙類の風土記が編纂されたとされたのである。そして、甲類風土記の統一の様態や、その記述のあり方、記事採訪のあり方が『常陸国風土記』と近似することから、『常陸国風土記』にも関与できた西海道節度使藤原宇合の強力な権限のもと、大宰府の統一的指令と監督下で国単位の甲類風土記が編纂され、一方文人でもある宇合の手元で文辞の整った乙類風土記が編述され

たと結論された(前掲書・原論文「九州および常陸国風土記の編述」は一九五五年発表)のである。

こうした秋本説にたいし、佐藤四信氏も村尾説や郷里制の下限を天平十二年とする岸俊男説(「古代村落と郷里制」『古代社会と宗教』所収、一九五一年、若竹書房刊)によりながら、九州風土記の成立を天平四年より天平十二年の間とされる一方、『常陸国風土記』と九州甲類風土記の近似は偶然にすぎず、藤原宇合は「示唆した程度」の関与であったと評価された。そして、甲類風土記については、宇合が節度使廃止にともなって帰京した天平六年以後、その没年である天平九年頃までのあいだに改修していたものであろうと想定されている(前掲書)。

秋本・佐藤両氏の説以後、『豊後国風土記』の成立を天平五年前後とする説が有力となった。古庄宏規氏(「豊後風土記成立に関する一考察」『國學院雑誌』六九―二、一九六八年)は、『豊後国風土記』の下限を、風土記総記の烽の付記「竝下国」と、天平九年の『豊後国正税帳』における国司構成の対比から、天平九年以前とされ、植垣節也氏(『風土記の研究並びに漢字索引』一九七二年、風間書房刊)も、甲類風土記の成立を天平四年から同十一年に想定されている。さらに押部佳周氏(「風土記と造籍」『続日本紀研究』七―一〇、一九六〇年)は、和銅六年官命を戸籍に付載して報告させる内容規定とする立場から、天平五年の風土記編纂と天平五年の造籍との関連を論じられ、天平五年説を従来とは異なる視点から補強されている。

近年の水野祐氏も、和銅六年官命に依じて大宰府で一括編纂して中央に送られていたものが筑紫風土記(乙類風土記)であり、『出雲国風土記』編纂以後、大宰府から統一した編纂方式をもって各国司に命を出し、各国からの報告を大宰府が統括して九州各国同一の形成に整えて中央政府に提出したものが現存の『豊後国風土記』であり、この編纂事業の中心が藤原宇合であったとされた(『入門・古風土記』一九八七年、雄山閣出版刊)。

こうした天平五年頃の成立説にたいし松本清張氏(『私説古風土記』一九七七年、平凡社刊)は、現存の風土記を、延喜式の編纂のために再度風土記の撰進が命じられた際に、各国の役人たちがそれぞれの国庁にあった副本を忠実に筆写して提出したものとしているが、論拠は希薄である。

一方、藤原宇合が甲類ないしは乙類風土記の編纂に関係したとする点も、多くの先学が支持されている。八木毅氏は『日本書紀』と風土記との直接的関係を実証することは不可能とし、乙類風土記が甲類風土記よりいっそう『日本書紀』から隔たっていることから、甲類風土記は節度使藤原宇合が着任する以前に編纂されており、着任後これを見て不満をもった藤原宇合が、その文人趣味をちりばめて勘造したのが乙類風土記であるとされた（『古風土記・上代説話の研究』一九八八年、和泉書院刊。原論文「九州風土記覚え書」は一九六六年発表）。

また小島瓊禮氏も、筑紫風土記の成立を天平四年以後とされ、藤原宇合あるいはその配下の漢籍に通じた文人が編述者である可能性が大きく、前任地である常陸で風土記を見ていた藤原宇合が、それに範をえてこのような風土記の編述を思いついたものであらうとされた（校注『風土記』解説、一九七〇年、角川文庫）。さらに吉野祐氏（前掲校注本解説）・岡田精司氏（前掲校注本解説）や上田正昭氏（「風土記の世界」同氏編『日本古代文化の探求・風土記』一九七五年、社会思想社刊）、水野氏（前掲書）・瀧音能之氏（同氏編著『風土記をひらく』一九八七年、新井出版刊）なども、甲類風土記への関与を想定されている。

ただし、文章構成・文飾など文芸意識の面で、『常陸国風土記』と九州風土記との間に大きな隔たりを認める見解（近藤信義氏「各国風土記の性格」『國學院雜誌』八八―六、一九八七年）もある。また松本清張氏（前掲書）や、『大分県史』古代篇Ⅰ（一九八二年、大分県刊）のように、九州諸国風土記への藤原宇合の関与を否定する意見も根強い。

第四節 『豊後国風土記』・その性格とスタイル

現存『豊後国風土記』の成立が天平五年頃という説は、ほぼ定説となったといえるであろう。こうした成立史研究をうけて、近年は吉野氏が現存五風土記を「和銅風土記」と「天平風土記」に区分し、その性格の違いを指摘されて以来、現存諸国風土記間の相違が検討されるようになった。

かつて、岩橋小弥太氏（「風土記」『上代史籍の研究』一九五六年、吉川弘文館刊）が、常陸・播磨両国のものは、地方誌と

して編纂されたものでなく、最初から地方誌として編纂された『出雲国風土記』『豊後国風土記』とは区別されることを、行政命令系統の面から指摘されていたが、吉野氏の指摘は、和銅風土記には服属儀礼の要素をもった国見の伝統がみられるとともに、他方では在地性が極めて濃厚であり、いわば「(国見的)土俗誌」傾向がみられるのにたいし、『豊後国風土記』を含む天平風土記は実用主義的傾向が強いついものであった(前掲校注解説)。このように風土記を服属儀礼の視角からとらえようとする意見は、上田正昭氏と土橋寛氏の対談(上田氏前掲著所収)でもその視点からの深化の必要性が指摘されている。また、岡田精司氏も、和銅六年の官命を、実用的行政資料の収集という実利的・合理的側面と、大嘗祭の際の註進風土記の儀礼に見られる地名の掌握||国魂の従属||土地の掌握という呪術的側面からとらえる必要を強調され、さらに風土記の記事の中に多く見られる天皇や皇子を主人公とした国見・国占の事例は、地方の土地掌握をはかる呪術的意図から文飾された可能性を述べられている(前掲校注解説)。

国讚め・国見論からの視点にたいしては、儒教的政治思想にもとづく国情視察としての巡幸という視点からの志田諄一氏の意見(『風土記の世界』一九七九年、教育社新書)もあるが、『豊後国風土記』などにみえる景行天皇説話形成の背景を考えるうえでは、重要な視点であるといえよう。

また水野氏も、現存風土記を『原風土記』(常陸・播磨両国風土記)と『古風土記』(豊後国風土記など)に区分し、前者を和銅六年官命にたいする解であり、後者は改めて編纂が命じられたもので、両者はまったく別の性格のものであるとされ(前掲書)ている。さらに野尻靖氏は、『延喜式』や『倭名類聚抄』の郡・郷記載順との比較から、『豊後国風土記』など藤原宇合関与の風土記には、地元住民の生活動線を背景とした整然さと郡名記載順にみられる中央指向性が混在しているとして、公文書としての体勢に固執する『出雲国風土記』・『播磨国風土記』との編纂姿勢の相違を指摘している(瀧音氏前掲編著)。

このような風土記相互間の個性の違いは、いまだ確定的な意見が見られない問題、すなわち『豊後国風土記』の内容は、成立時から現伝本のように記載事項の少ないものであったか否かという問題を考えるうえでも、考慮しなければならない点であ

ろう。

周知のように、『豊後国風土記』は八郡すべての目標がたてられていながら、その分量は現存風土記の中で最も少ない。この点について吉野裕氏は、『豊後国風土記』の抄録のしかたが、省略箇所をしめさず「いわば原態の全貌がある程度わかるような形でなされたものではなく、原本の分量を四分ノ一程度に大はばに切り縮めながら、しかもそれ自体まとまとりのある一冊の本とみられるようにたくみに再構成されているダイジェスト本なのである」として、抄録説の立場にたちながら、抄録を否定する見解がうまれる要因を説明されている。

この伝写の過程での省略の有無をめぐる問題について、かつて坂本太郎氏は、『肥前国風土記』と『豊後国風土記』とが類似している点をとりあげ、もし伝写の過程での省略であるとすれば、「豊後・肥前の二国について、全く方針を同じくし、結果を同じくした省略のなされたことは寧ろ奇としなければならぬ」とされ、むしろ乙類風土記を再撰修する過程で、ある一定の撰修の方針がたてられ、その結果、甲類風土記が編纂されたために、あたかも省略本のような内容になった(前掲書)と論じられた。ただし、甲類・乙類風土記の先後関係には前述のごとく異論の多いところであり、かつまた「全く方針を同じくし、結果を同じくした省略」とは、具体的に本文上にどのように反映されているのかが明らかにされているわけではない。

また、佐藤四信氏は、この『豊後国風土記』は、和銅の官命とはやや意図を異にし、北海道全体ものを短期間で編纂しなければならぬという制約のもとで重点的な撰述方針がとられたため、記事内容が少なくなったとされている。さらに小島嬰禮氏も、現存本についてこれを補うような確かな逸文がみられないことから、『豊後国風土記』を省略本とする説はたんなる憶測である(前掲校注本解説)とされている。

このような否定説にたいし秋本氏は、近世以前における古典としての風土記の評価の低さ故に必要な箇所のみを残すという傾向が強いこと、景行天皇の表記において宮号表記のみが省略され諱表記は除外されるといふ不統一が見られることなどから、現伝本を抄録本として、『万葉集注釈』への引用などから永仁五年の書写以前に抄録本ができていたとされる。さらに風土記

の編纂を、中央政府の財源である貢納物の把握のためと理解する福島好和氏は、賦役令や『延喜式』に規定された水産物の多くが、風土記の記述と重なることにたいし、『豊後国風土記』のみが『延喜式』の規定と重ならないことを指摘し、その原因を『豊後国風土記』の抄録にもとめている（「風土記にみられる水産物について」『關西学院史學』十六、一九七五年）。

ところで抄録の可能性を示すには、抄録の結果のこされた現伝本に一つの主題ないし抄録方針、抄録の意図を見いだすことであろう。このような視点から水野祐氏は『肥前国風土記』を例として、同書は『日本書紀』との関連から、景行天皇の九州出兵の物語を抽出し書写することを主旨としたものであると指摘されている。今後は『出雲国風土記』との比較研究はもちろん、おなじ方針のもとに編纂されたとされる『豊後国風土記』と『肥前国風土記』についても、本来双方に存在すべき記事がどちらか一方に確認できないことなどを明確にいくこと、また抄本にあたっての方針を解明することなどが必要ではなからうか。

第五節 『豊後国風土記』・その表現と文芸性

秋本吉郎氏の言によれば、風土記は和歌や歴史・神祇関係文献の傍証的資料としてのみ利用され、それ自体が研究の対象とされることが少なかつたというのである。したがって、その本文の校訂さえ江戸時代以来進展せず、それに規定されて、風土記の文学性や国語表記の特性を対象とする研究も進展しなかつたといえよう。こうした限界をうちやぶり、風土記を文学研究の対象にひきあげ、その文芸性を認めようとしたのが秋本氏であった。とくに『風土記の研究』第五編「風土記の文芸性」では、風土記記事の遊覧的記載などのなかに中国風の神仙謳歌的な心的基盤にたつ文芸的態度がみられること、また和銅六年官命や風土記記事のなかに四六駢儷的文辭が配され、風土記編纂者の中に、和銅六年官命にとらわれず文芸性のある一書に編述しようとする態度がみられることを指摘されている。また、八木毅氏は日本における説話文学の成立を考察する視点から、平安時代の『日本書紀』さらには『今昔物語』につながる説話文学の流れと、風土記にみられる説話との比較研究をおこな

い、その特徴を考察している。また風土記説話が、ばらばらの分離説話になった理由を、風土記が本来伝説本位に筆録するところが目的ではなく、行政上の単位を守る原則があつた点にもとめ、風土記のもつ文学性の限界を指摘している（前掲書）。

風土記の地名説話と中国地誌の地名説話を、作成法・表現法・形式などの面から比較した長野一雄氏は、風土記の地名説話には古代の信仰感を背景にもつた神の巡行詔言形式のものが多くという独自性の一方で、地名には表現上の言語遊技、文学的形象と思える洒落のめしたような恣意的即興性をもつものが多くことを指摘され、歴史的実在感に乏しく非合理的、いかにも表現上の創作という感の強いものが多いこと、『豊後国風土記』には、昔十天皇名による書き出しが多く、天皇の国土支配と深くかかわる政治意識が強く滲み出ていることなどを論じられている（「風土記の地名説話と中国の地名説話」『上代文学と漢文学』所収、一九八六年、汲古書院刊）。

また、『豊後国風土記』の地名起源記事にみえる「訛」という説明を持つ記事と、「改名」という説明の記事の相違に着目した小林信子氏は、「訛」形式の説明記事は地名起源のあやふやだったものに、權威をつけるために天皇に関連づけて採用されたものであり、その方式は『日本書紀』の方式を踏襲したものであり、「改名」形式の説明記事は行政区画の改編などともなう強制的なものであるが、そこには旧地名との一定の関連があることを明らかにしている（「九州風土記における地名起源説話の一考察」『皇学館論叢』一六一—、一九八三年）。

さらに、風土記の地名起源譚の伝承と現用地名との間に見られるズレの音の転移に着目した近藤信義氏は、「訛」「誤」「改」と表記される合理化の違いから、各国の風土記の編述主体の態度の相違を検討し、豊後国を含む九州風土記には三者が多様に用いられる一方、伝承された言辞の起源的由縁を強く意識した「縁」という『日本書紀』の用語によるあまり関連性のない合理化がおこなわれていることから、『日本書紀』や先行風土記に準拠してのかなり任意な判断があつたためと論じられた。また『豊後国風土記』は「政倍理湯井」以外に、原資料的ななごりがとどめられていないことを指摘されている（前掲論文）。

第六節 『豊後国風土記』・その内容と古代社会

本文の校訂、テキストの刊行に一段落ついた一九七〇年代に入ると、風土記そのものに記載された内容を分析し、風土記記事を古代社会の実感的理解に利用する研究動向がみられるようになった。その具体的な研究方法と成果の一例としては、関幸彦氏『風土記と古代社会』（一九八四年、塙書房刊）をあげることができよう。この時期、上田正昭氏によって文献学的・考古学・民俗学など総合的視点から『日本古代文化の探求・風土記』（前掲）が編纂されたのも、風土記への関心を高めるうえで大きな意義があった。とりわけ森浩一氏「風土記と考古学」以下、岡田茂弘氏「常陸国風土記」、浅田芳朗氏「播磨国風土記」、山本清氏「出雲国風土記」など考古学研究者によって、風土記の記述と遺構・遺物が対照的に検討され、各地域における政治・経済・社会の実像が描写されたのは大きな意義があった。豊後国に関しては小田富士雄氏「豊後・肥前国風土記」が、内海的文化と山岳的文化をかねそなえた豊後地域の文化的主体としての土蜘蛛・海人の存在形態、風土記にあらわれる豪族と後期古墳の配置、風土記『日本書紀』における景行天皇説話と四〜五世紀前半の畿内型古墳の伝幡との関連や大和王権への編入のありかたを論じられ、考古学からみた『豊後国風土記』理解の一方法を提示された。

また、一九八〇年の冷泉家本『豊後国風土記』の確認と相前後して企画された『歴史公論』六八号「古代の地方史・風土記の世界」（前掲）も、諸国風土記の成立と性格、風土記にみる古代の生活・文化、風土記関係文献解説から構成されるタイムリーな企画であった。和銅六年官命を地方支配の徹底政策ととらえ、天平の九州風土記の改修を九州における班田收授制の施行との関係で説明しようとした篤弘道氏「風土記とその時代」、国司巡行や地方行政区画の改編、徴税体系の整備、鉾物貢進制の整備などを和銅期の律令体制確立策とみる井上辰雄氏「風土記からみた地方政治」、古代人の生誕から村里での生活、疾病、葬送などについて風土記の記事をもとに著述した志田諄一氏「風土記と古代人の一生」、風土記の記載から、季節の推移と生活のリズム、歳時習俗の成立を考えようとした小島瓔禮氏「風土記と年中行事」、九州風土記における畿内豪族の祖神の巡行

などの神話から九州の政治的位置を検討し、さらに風土記と『註進風土記』や大嘗祭御禊点地での風土謠唱との関係を論じた松前健氏「風土記の神話」などの論稿が所収されている。

このような動向の中で、風土記記載説話に反映される歴史的事実や政治思想を追究する研究があいついで発表された。九州全体に関しては、井上辰雄氏が九州風土記にみえる景行天皇・倭建・神功皇后各伝説の分布から、服属の物語が再三にわたって語られていたことを指摘し、このように天皇靈威が再生産された理由として、九州が大和王権にとって警戒すべき土地でありつづけたことをあげている（「九州風土記と天皇伝説」『歴史公論』六二、一九八一年）。

『豊後国風土記』の場合、このような視角からの研究素材は、景行天皇説話、土蜘蛛、総記の白鳥伝説と菟名手伝説である。景行天皇説話については、前掲小田氏論文や、伝説を朝鮮からの移住民による集団居住化と土着の倭人や倭人化した先住移住民との対立・抗争の反映とする松本清張氏（前掲書）、応神天皇期の海部設定以前の海土・海部集団の分裂・抗争の反映とする水野祐氏（前掲書）のように、過去の歴史事象の反映として理解しようとする研究と、九州諸国と天皇との関係が景行朝からあったことを説き、皇命にしたがわない者は必ず征伐され、皇命にしたがい帰服した者には、天皇が国内を巡幸して聖恩を施すという儒教的思想を表現したとする志田諄一氏（前掲書）、また常陸・九州の边境の国司たちにとつての国内対策の面での現実的意味を認める八木毅氏（前掲書）、景行天皇巡幸経路として三コースを想定して在地の伝承を認めるとともに、これが『日本書紀』をもとに再構成される過程で在地性の強い伝承の主人公が、景行天皇にすりかえられ、その結果、景行天皇説話にかかわる地名説話にこじつけが多くなったとする水野氏（前掲書）、さらには景行天皇説話を鉾山資源をめぐる大和王権と在地勢力との確執の反映とする富来隆氏（『豊後風土記』里芋が、冬に、花咲くのこと）（『大分県地方史』一三四、一九八九年）などがある。

また、景行天皇説話における天皇軍が、主として海岸部から内陸部に進出したことを重視する新川登亀男氏は、この内陸部に御贄貢納のルートが形成され、ミヤケがおかれたことの反映として景行天皇説話を考え、豊後地域における部民制の展開を

考察している(「大野川流域と古代国家」『大野川』一九七七年、大分大学)。なお、景行説話の舞台を豊後ではなく豊前とする松本氏説(前掲説)には論拠がない。

ところで、景行天皇説話を考えるとき土蜘蛛の存在とその定義を無視することはできないが、この点についても多くの説が提示されている。土蜘蛛を動物の蜘蛛になぞらえて穴居の人々とし、大和王権からみた場合、その生活様式をうけつぐような皇化のおよばぬ集団とする見解(佐藤四信氏前掲『豊後風土記』)もあるが、近年はクモをクマの転訛とし、クマソないしはクマ(動物)の勇猛性や霊力などと結び付けて、土蜘蛛を恐るべき野蛮な首長とする説(松本清張氏)、あるいは神話時代の国ツ神の系譜につながる在地の首長とする富来隆氏説(『豊後の歴史を彩る英雄たち』一九八七年、自费出版)、反朝廷勢力の熊襲にたいし各地域で一旦は恭順の意を示したものでも朝廷側が常に目を光らせる対象とする木村繁子氏説(前掲『風土記をひらく』所収論文)など、字辭に着目し中央貴族の意識にふれた諸説が多くみられる。

また、土蜘蛛を単に大和王権による経略の対象とするだけでなく、その社会生活基盤に言及する研究もみられるようになった。水野祐氏(前掲書)は土蜘蛛の分布などから海洋ないし河川湖の漁撈民、とくに隼人系の潜水漁撈民であり、「龍蛇船」すなわち彼らの使用した刳舟に由来する呼称とし、それぞれ海士・海女集団にわかれて集住していたとする。また永藤靖氏は「『肥前国風土記』と『豊後国風土記』の女性首長」(『風土記の世界と日本の古代』所収、一九九一年、大和書房刊)において、土蜘蛛を、中央集権的政治体制にいち早く編成されていた村里の共同体とは異質な空間に居住していた山の民・海の民であるとし、その帰順は、山の民・海の民が村里の住民に帰従し、山海の聖なる空間たる神のいる場所を譲渡したことを意味したとされている。このように土蜘蛛を非農業民としてとらえる視点にたいし、木村繁子氏(「土蜘蛛と呪術」『歴史手帖』一九一九、一九九一年)は、『肥前国風土記』の大山田女・狭山田女の呼称や『日向国風土記』逸文の大鋸・小鋸の説話から、農耕との関わりの深さを指摘している。

なお土蜘蛛に女性首長が多い点に関しては、男女の首長による共治形態であるヒコ・ヒメ制を集団内部に残していたことの

反映とする説(永藤氏)、女性シャーマンの系譜に位置し、卑弥呼時代以来の古い要素が土蜘蛛集団に残っていることを示し、さらに彼女らが大和王権への権力移譲の主体となったことを示すとする説(木村氏前掲論文)などがある。この大和王権との関係から、土蜘蛛を王権の秩序に編入され拠点化された首長層の周辺に住む中小の地域集団とその首長と想定する説(前掲『大分県史』古代篇I第一章)もある。

『豊後国風土記』総記の白鳥・菟名手伝承についても、さまざまな視角からその解釈が進められている。総記本来の目的は、豊後国の国名の由来を示すことであるが、その母体である豊国については、本来長峽川流域の現行橋市周辺をさす大和王権の側からの称辞であり、豊前・豊後を統括しうる領域ではなかったとする説(前掲『大分県史』古代篇I第二章)。豊国とは「豊かな水田稲作の国」の義であり、さらに中国大陸や朝鮮半島からの新しい文化・技術の先進的に伝来した地域の意味とする富来氏の説(前掲書)がある。菟名手伝承説話と豊国分割説が述作された背景として『大分県史』は、あたらしい国の創出と統治・支配を正当化するための虚構とし、富来氏は語源にかかわって天皇の偉大さ、カリスマ性を説明するためであったとする。

また、菟名手の伝承が『山城国風土記』逸文伊奈利社の記事とは異質な白鳥・餅伝承であることに着目した国分直一氏は、菟名手伝承の芋草を、九州における湿地でのタロ芋すなわち田芋の栽培という独自性の反映ととらえ、こうした独自性の背景として、東九州の海の道の存在とその要衝としての豊国の位置、そこに居住する秦系氏など渡来系金属技術集団の存在を想定している(「芋草の栄えた国」『歴史と民俗』三、一九八八年、平凡社刊)。

なお、菟名手について『日本書紀』は国前臣の祖先とし、『豊後国風土記』は豊国直の祖としているが、この菟名手をめぐる研究も従来の考証学的論議を止揚し、古代社会のなかでの在地勢力との関係で考察されるようになった。豊国の名号が現在の行橋市周辺的美称であることを明らかにした新川氏は、国造クラスの国前臣の移動性のなかに、豊国直との関連性をみいだそうとされている(『大分県史』古代篇I第二章)。筆者も、『国造本紀』『古事記』の系譜記事や景行天皇説話の未定立、景行紀にみえる多氏の動向などから、国前臣の祖としての菟名手伝承の形成について検討した(「国前臣に関する一考察」『国

東半島』一九八三年、大分大学)。

『豊後国風土記』総記の白鳥から餅、さらには芋草への変身譚については、『歴史手帖』(二二―二六、一九九三年)の小特集のなかでも検討されている。瀧音能之氏(「変身譚の背景」)は、白鳥から餅・芋草への変身譚の背景として神仙思想の存在を想定し、また木村繁子氏(「白鳥と餅」)は、白鳥↓餅↓芋への変身が、従来の餅↓稻への変身と相違して異質のものへの変身という特異な例であることに着目し、この地における北からの稲作文化と従来の焼畑農業とがおりなせる富の象徴が、「豊国」の名に凝縮されていく過程で形成された認識であると指摘している。また『豊後国風土記』には餅から白鳥への変身譚も記載されているが、これについては宇井隆氏(「羽衣伝説と白鳥への変身」)が、変身譚の背景に、鳥を春には霊界から穀霊をもたらし、秋には穀霊を送る使者とする弥生時代以来の農耕祭祀の考え方が存在していたことを指摘している。

ところで、このような変身譚の考察の背後には、一九八〇年代後半からみられるようになった、風土記研究のあたらしい潮流がある。すなわち古代の地域に生きた民衆のイメージを追求するために、現存風土記の国の枠にとらわれず、風土記を全体的にみつめることよってうまれてくる問題を現存風土記によって総合的に把握しながら、宗教的世界観、生活と伝承、生産のいとなみなどにまでアプローチしようとする動向である。こうした研究の成果は、瀧音能之氏編『風土記をひらく』(前掲)や、瀧音能之氏『風土記説話の古代史』(一九九二年、桜風社刊)として結実している。

むすびにかえて

十五年戦争の敗戦以後に、風土記研究が本格的になってきた背景には、それまでの古代史研究をおおっていたベールがとりはらわれ、古代における民衆像を掘り起こし、さらには地域にいきた民衆の姿、地域社会の具体的な歴史的発展を明らかにしようという歴史学研究界の動向があった。こうした潮流のなかで、『豊後国風土記』にかんする研究も大きな発展をみせ、その成立時期や、成立の背景についてはほぼ妥当な共通認識が形成されたといえよう。

しかし、このようないわば『豊後国風土記』の外縁部にかんする研究の発展にたいし、『豊後国風土記』のなかから、豊後地域の古代の人々の息吹き、生活感覚、習俗、さらには地域・地名の原義等々を明らかにする作業は、いまだ十分とはいえないのが現状である。それは、多分に『豊後国風土記』のもつ内容上の特徴に規定されたものであるが、方法的にも十分な見直しや試行がおこなわれてこなかったことも、その一因であるといえよう。今後は他国の風土記研究の方法論と成果をとりいれながら、『豊後国風土記』を丹念に読みくだいていく努力がもとめられているのではなからうか。あらためて、今後の課題を銘記しながら、擲筆することとしたい。